

募集要項に関する質問書

No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
1		2	2	(1)		施設概要	【表2-1 対象施設の概要】 1工区の流量計室に設置する床排水ポンプ及び流量計（超音波流量計）の電源は、どこから分岐し引き込むことを想定されているのでしょうか。 電気設備工事の検討が必要のため、電源の分岐・引き込み位置等が分かる既設電気図面（盤図、単線結線図、配置図、配線図等）を提供願います。	取水バルブ室2階電気室内の受電盤を想定していますが、詳細設計にて検討願います。 資料は詳細設計時に貸与します。
2		2	2	(2)	1)	起点接続部	募集要項では管に発生する不平均力対策が明記されていませんが、要求水準書では明記されている為、本事業では、起点接続部の不平均力対策は必要と言う認識で宜しいでしょうか。	詳細設計にて検討願います。
3		2	3			業務範囲	【表2-2 事業者が行う業務範囲の概要】 区分：調査に関して、要求水準書（案）に関する質問への回答のNo.18、19、37で、測量調査、地質調査、試掘調査が見積上限価格に含まれていないとなっている一方で、要求水準書ではこれらの業務を行うことが要求されています。 提案書類として提出する見積書では、これらの業務に要する費用を含まない金額を提示し、事業者選定後にこれらの業務を実施した場合には変更契約の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
4		2	3			業務範囲	【表2-2 事業者が行う業務範囲の概要】 区分：設計、業務：上記に伴う各種申請で、調査に必要な各種申請書の作成を事業者が行うとありますが、申請については企業団様が行うとの理解で宜しいでしょうか。	申請は企業団名義となりますが、協議や提出の手続きについては事業者にて対応をお願いします。
5		2	3			業務範囲	調査のうち測量調査費は見積上限額に含まれないとの回答がありました。設計業務委託契約締結時に測量調査が必要と判断し合意に至った場合は契約金額に含めることができると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6		2	3			業務範囲	調査のうち地質調査費は見積上限額に含まれないとの回答がありました。設計業務委託契約締結時に地質調査が必要と判断し合意に至った場合は契約金額に含めることができると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7		2	3			業務範囲	調査のうち試掘調査費は見積上限額に含まれないとの回答がありました。設計業務委託契約締結時に試掘調査が必要と判断し合意に至った場合は契約金額に含めることができると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
8		2	4			事業期間	7月の実施方針では設計の完成期限は令和8年3月までと示されていましたが、9月の募集要項の際は、設計期間の期限は令和9年3月31日までに変更されています。設計期間が1年間延びた理由を教えてください。	昨今の働き方改革等の社会情勢を考慮して変更しました。
9		2	5			見積上限価格	令和5年度予算内で継続費として本事業費を5,384,743千円で計上していますが、本事業の予備予算は106,327千円となるのでしょうか？	継続費の内訳は答えできません。
10		2	5			見積上限価格	委託費の上限が87,439,000円とされています。設計委託契約時に測量調査、地質調査、試掘調査が必要となった場合、委託契約の費用が87,439,000円を超過する可能性があります。各種調査の必要性が認められれば提示金額に請負率を掛けた金額で契約できると理解してよろしいでしょうか。	必要性が認められれば、ご理解の通りです。
11		2	7	(3)		モニタリングの時期	設計時、工事施工時、工事完成時の各段階においてモニタリングを実施するとありますが、各段階でそれぞれ何回（設計時：○回、工事施工時：△回、工事完成時：□回）実施することを想定されているのでしょうか。	想定ですが、設計は1回/月程度（リモート含む）、工事は1回/月（主に定例、完成時では1～2回程度を見込んでおります。
12		2	7	(5)		モニタリングの結果	モニタリング業務受注者が承諾できない詳細設計を事業者が成果物として提出した場合は、契約不履行とみなされるのでしょうか？	ご理解の通りです。
13		3	5	(4)		著作権	「企業団に提出された資料は、津軽広域水道企業団情報公開条例に基づき、公開することができる」とありますが、事業者の提案価格（事業費の内訳等）は公開されないとの理解で宜しいでしょうか。 また、提案書の内容は事業者固有の技術やノウハウ等が含まれるため、事業者が非公開を希望する内容についても公開されないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

14		7	2		物価変動リスク	担当は企業団とありますが、9.4において企業団と事業者間に協議とあります。スライド条項に基づくとの認識でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
15		8	2	(2)	対象者	設計委託契約は設計企業、工事請負契約は管材企業・地元企業のJVとなっています。設計企業が委託契約による設計成果品の品質責任を全てを負い、JVが請負契約による工事完成物の品質責任を全て負う理解でよろしいでしょうか。	各業務の契約上の責任についてはご理解の通りですが、基本協定書第6条事業者の相互協力義務に従って、円滑な事業実施に努めていただきますようお願いいたします。
16		8	2	(1)	契約の枠組み	委託費の見積上限価格は基本設計資料の06概算工事費で示されている設計費の年度支払額の合計値と理解しております。しかし、事業者が行う業務範囲において、調査区分の中に試掘調査と示されているにもかかわらず、基本設計資料の06概算工事費では試掘費用は計上されていません。契約の枠組みでは、「提案設計価格に基づき、設計委託契約を締結し、詳細設計期間中に不可抗力が発生した場合は変更の対象とする」と示されていますが、試掘が発生した場合は不可抗力に該当するため、事業者は試掘が計上されていない見積上限価格に対する提案金額を提示し、事業開始後に発生する試掘費用は変更契約の対象になると理解していますが宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
17		8	2	(1)	契約の枠組み	委託費の見積上限価格は基本設計資料の06概算工事費で示されている設計費の年度支払額の合計値と理解しております。しかし、推進その2、その3は基本設計資料で「詳細設計の際に地質調査をして地質を確認すること」と示されているにもかかわらず、見積上限価格には推進その2、その3の地質調査費は計上されていません。契約の枠組みでは、「提案設計価格に基づき、設計委託契約を締結し、詳細設計期間中に不可抗力が発生した場合は変更の対象とする」と示されていますが、試掘と同様、推進2、3の地質調査が発生した場合も不可抗力に該当するため、変更契約の対象になると理解していますが宜しいでしょうか。	提案により地質調査は不要となる可能性もありますが、必要となればご理解の通りです。
18		8	2	(1)	契約の枠組み	「原則工区ごとに工事請負契約を企業団と締結する。」と示されていますが、各工区単体の契約にリテンションの設定はない、との理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
19		9	1		費用の構成	見積上限額に含まれる業務についてご教示ください。各種申請等の補助業務、各種許認可等の申請業務、出来高精算業務はどのような積算基準に基づき見積上限金額に含めているのでしょうか。	見積上限価格に関する内容はお答えできません。
20		9	3		費用の支払い方法	年度毎の支払い可能額が示されていますが、出来高が想定額を下回った場合は、差額は次年度に繰り越されたものが支払い可能額となるのでしょうか。或いは年度毎の出来高と想定額の差額は最終年度にまとめて支払われるのでしょうか。	差額は次年度に繰り越されたものが支払い可能額となります。
21	6-89他				06概算工事費	一式で計上されている「計算式」の品目は何を示しているのか、価格の根拠とあわせてご教示ください。例えば、6-89では計算式で1847万円、6-100では582万円など、高額な「計算式」も計上されており、応札するにあたり事前に把握する必要があります。	雑費として資材費等に対して一定の率を計上しておりますが、見積上限価格に関する内容はお答えできません。
22	6-110				06概算工事費	流量計設置工事（材工共）機能増設含む と記載がありますが、受電・信号のやり取り・機設監視設備の改造等の電気工事一式が含まれていると理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
23					仮設計画（参考資料）	貸与資料では、開削部、推進立坑、不断水(終点)において覆工板を使用しない土留め設計となっておりますが、見積上限価格では覆工板賃料や覆蓋工が含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、事業者のご提案によります。
24					仮設計画（参考資料）	貸与資料では、覆工板を使用しない基本設計となっておりますが、国道部や市道部で覆工板を使用しない施工を管理者が認めているのでしょうか。	事前説明においては、条件とまでは指定されておりません。
25	11	3	5	(4)	著作権	「企業団に提出された資料は津軽広域水道企業団情報公開条例に基づき公開することができる」とありますが、公開する内容には競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが含まれています。応募者の同意が得られたものに限るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	20	7	2		募集要項	国道協議結果から国道歩道への布設が基本と考えますが、沿道の桜について支障が予想されます。その際の補償については発注者リスクと理解していますが、良いでしょうか。また外灯ケーブル移設費用は変更対象との理解で良いでしょうか。	桜については別途協議とします。また、外灯については事業者のご提案によります。

27	23	8	2	(1)	事業契約の概要	実施設計後の工事額が見積上限価格を大きく超過した場合においても、工事請負契約は締結されますか。また、見積上限価格に対する上限額の設定はありますか。	本事業費の予算に不足が生じる場合は、議会の承認を得た後に契約となる場合があります。
28	23	8	2	(1)	事業契約の概要	実施設計後の工事額により工事請負契約を締結し、工事着手・完工となった場合、岩盤掘削等実施設計段階では予見できない工事費増額対象の上限額の設定はありますか。	現時点での上限額の設定はありません。
29	24	9	3		費用の支払方法	令和6年度について、設計出来高想定額と記載がありますが、事業者提案により設計完了工区の施工を開始した場合、工事費の支払は実施されますでしょうか。	工事費の支払いも可能ですが、支払い可能額が上限となります。
30	25	9	5		プロフィットシェア	「プロポーザル時の工事価格提案金額より、最終工区精算設計時の全工区の精算金額合計が下回った場合、～コスト縮減分を企業団と事業者でシェアする」と記載がありますが、例えば、詳細設計成果物による積算金額及び請負率で決定される工事請負金額が工事価格提案金額を超過する場合において、企業努力等でコスト縮減が認められたケースはどのようにプロフィットシェア対象金額を確定するのでしょうか。	最終的な工事請負金額が工事価格提案金額を超過する場合、プロフィットシェアは行いません。
31					貸与資料 1 管路基本設計 管路基本設計基本図一式	基本設計時の掘削幅が基準より狭小ですが、見積額については基本設計時の掘削幅で積算するとの理解で良いでしょうか。詳細設計時に基準に準拠した掘削幅で設計した詳細設計額での工事契約になると理解して良いでしょうか。	ご理解の通りです。
32	2	2	2.2	(1)	施設概要	※にて数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定するとありますが、仮に水管橋、推進工法の箇所数、延長に増減が生じた場合の工事費の変更の取り扱いについてご教授ください。	詳細設計にて箇所数や延長を計上した設計書を作成していただき、これに提案時の請負率を乗じた金額を変更後の工事費とします。
33	2	2	2.2	(1)	施設概要	流量計及び床排水ポンプは現場施設のみ見積上限額に含まれているという認識でよろしいでしょうか。	流量計は見積上限額に含まれており、対象は本表No.22をご確認願います。床排水ポンプは見積上限額に含まれていませんが、契約対象です。
34	3	2	2.3		業務範囲（設計）	地質調査で想定される数量（本数、延長等）についてご教授ください。	詳細設計にて検討、提案願います。
35	3	2	2.3		業務範囲（設計）	試掘調査で想定される箇所数についてご教授ください。	詳細設計にて検討、提案願います。
36	3	2	2.3		業務範囲（設計）	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書で、測量、試掘等については、見積上限額に含まれませんかご回答いただいておりますが、技術提案に当たっては、変更を前提としてご提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、提案内容が協議のうえ承認された場合は変更対応します。
37	3	2	2.5		見積上限価格	委託費の内訳について提示可能でしょうか。	見積上限価格に関する内容はお答えできません。
38	3	2	2.5		見積上限価格	委託費は、調査費と設計費の合計金額でしょうか。	設計費のみです。
39	3	2	2.5		見積上限価格	設計において他企業埋設物の移設が必要になった場合の移設費用は、今回の事業費に含まれていないという認識でよろしかったでしょうか。	ご理解の通りです。

40	3	2	2.5		見積上限価格	見積上限価格に含まれる各種申請に係る申請書の作成先についてご教授ください。	要求水準書（P8）に示されている提出先と協議し、企業団に確認した上で各機関へ提出願います。
41	3	2	2.5		見積上限価格	見積上限価格の積算基準日をご教授ください。	提案書の受付締切日（令和5年12月8日）です。
42	4	2	2.6	(2)	厳守すべき法制度等	「基準、仕様等」「推進工法・水管橋工事」において、全て最新版ととなっておりますが、見積金額を積算する時点の基準等は、提案書の受付締切日における最新版との理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
43	6	2	2.7	(3)	事業実施状況のモニタリング	モニタリングの時期について、設計時、工事施工時、工事完成時について具体的な時期についてご教授ください。	本表No.11をご確認願います。
44	6	2	2.7	(4)	事業実施状況のモニタリング	モニタリングの方法について、企業団が定めた方法についてご教授ください。	本表No.11をご確認願います。
45	6	2	2.7	(4)	事業実施状況のモニタリング	“企業団が定めた方法に従ってモニタリングを行い”とありますが、応募者の見積金額に影響する可能性がありますので、具体的なモニタリング計画を提示して頂けないでしょうか？	本表No.11をご確認願います。
46	6	2	2.7	(4)	事業実施状況のモニタリング	“事業者が提出する資料”とは、具体的にどのような資料を提出する必要がありますでしょうか？	想定では、履行報告および出来高、翌月の工程表、疑義・相談並びにそれらの資料作成を考えております。
47	22	7	7.2		リスク分担 地中埋設物リスク	地中埋設物リスクにおいて、既存資料及び調査から想定可能なものとありますが、想定可能なものの判断基準をご教示頂けますでしょうか？	既存資料が存在する。または、現地調査でその存在が想定可能なものを判断基準とします。
48	23	8	8.2	(1)	リスク分担 地中埋設物リスク	設計額（提案設計価格）に調査費は含まれるのでしょうか。	調査費は含まれません。地下埋設物及び在来管等の調査は設計業務の設計額に含まれると理解しています。